

資料

(仮称) 和光市立下新倉小学校建設報告書

平成25年10月31日

(仮称) 和光市立下新倉小学校建設準備委員会

目 次

1	学校建設準備委員会の主な協議結果	1
2	学校施設整備についての基本理念	1
3	学校施設整備の基本的方針	2
4	学校施設整備の基本的留意事項	2
5	学校施設の全体配置計画	2
	(1) 全体配置の留意事項	
	(2) 各施設配置の留意事項	
6	学校施設の平面計画	6
	(1) 普通教室	
	(2) 特別教室	
	(3) 生活・交流空間	
	(4) 職員室等	
	(5) 屋内運動場	
	(6) プール	
	(7) 図書館分館	
	(8) その他のスペース	
7	防犯・交通安全対策	8
8	建設実施に向けて	8
9	準備委員会経過報告	8
10	準備委員会委員一覧	9

当委員会は、(仮称)和光市立下新倉小学校建設準備委員会設置要綱に基づき、(仮称)和光市立下新倉小学校(以下「学校」という。)の建設に当たり、学校における教育施設の配置及び施設の多機能化について検討するため、(1)学校に整備する教育施設の配置等に関すること、(2)学校施設の多機能化に関すること、(3)その他学校の建設計画に関することについて、先進市の小学校施設の視察を含め、計6回の準備委員会会議を開催し、各委員から出された意見及び概要案についてのパブリックコメントを聴取し、(仮称)和光市立下新倉小学校建設準備委員会として報告書にまとめ、和光市教育委員会に提出する。

1 学校建設準備委員会の主な協議結果

- (1) 学校予定地の敷地面積としては、約13,000㎡として計画すること。
- (2) 隣地からの騒音や粉じんの対策に配慮した構造とすること。
- (3) 校舎規模については、普通教室18室と必要な特別教室を配置し、階数としては、原則3階建てとして利便性を考慮すること。
- (4) 下新倉児童センター及び学童保育クラブは、学校施設に併設すること。
- (5) 屋内運動場は、避難所としての役割と児童への利便性から1階に配置すること。
- (6) 洪水等に対する浸水対策については、盛り土などによる対策を検討すること。
- (7) プールは、敷地の有効活用が必要なため屋上に設置すること。
- (8) 災害対策として防災倉庫及び防犯対策として防犯カメラを設置すること。
- (9) 児童用図書室に加え、一般利用の図書館分館の設置を検討すること。
- (10) 運動場のトラックについては、周囲150m以上確保すること。
- (11) 新設学校の通学区域については、通学区域変更調査会を設置して今後検討していくこと。
- (12) 児童の交通安全対策については、関係部局との協議により整備をしていくこと。

上記協議結果により、学校施設整備についての基本理念、基本的方針及び全体配置計画等を案として定めた。なお、これらの案については、委員会での報告内容を遵守し、各施設機能を十分に配慮するとともに、児童の安全、施設の安全に、配慮した建設計画を望む。

2 学校施設整備についての基本理念

- (1) 楽しさや夢のある学校施設と学習環境
- (2) 安全で安心、やさしく快適な学校施設
- (3) 地域の生涯学習やまちづくりの拠点にもなる学校施設

3 学校施設整備の基本的方針

- (1) 多様な学習形態、教育機器の導入などを可能とする学習環境を確保し、さらに、今後の学校教育の進展に長期にわたる対応に配慮した施設とする。
- (2) 児童の学習及び生活のための空間として、児童の健康と安全を十分に確保するとともに、障がい者に優しく魅力に富み、快適でゆとりあるものとする。
- (3) 地域コミュニティの中心として、また、生涯学習の場としての活用を積極的に推進するとともに、災害時においては地域の防災拠点としての役割を果たすことができ、さらに、地域の中心的なシンボル性の高い緑と景観に配慮したものとする。

4 学校施設整備の基本的留意事項

- (1) 学校規模について地域に予想される児童数を十分考慮し、教室構成、教室数等を決定するものとする。
- (2) 学習指導の内容及び方法について、今後の改善の方向等も視野に入れ、必要とする施設機能を設定するものとする。
- (3) 校内配置については、教育機器、教材等の有効活用が図れるように設定するものとする。
- (4) 施設の地域開放の要望に応え、地域開放の対象となる施設部分、時間帯等、必要とする施設機能を設定するものとする。
- (5) 木材を多く使用し、潤いと安らぎを持たせるなど、ゆとりと変化のあるスペースを設けるものとする。
- (6) 自然環境を大切にした安らぎのあるものとする。
- (7) 当市の防災計画を踏まえた安全対策を十分考慮したものとする。
- (8) 省エネルギー機器や自然エネルギーの導入など環境に配慮したものとする。

5 学校施設の全体配置計画

(1) 全体配置の留意事項

- ア 学校予定地の位置と敷地の形状に配慮したものとする。
- イ 各施設部分に必要とされる機能を十分考慮し、建物部分と屋外部分とが相互に均衡のとれた利用計画で配置する。
- ウ 各施設部分の同時利用、共同利用がしやすいように相互の配置関係に十分配慮する。
- エ 児童が潤いを感じ、また、必要に応じ学習や生活に弾力的に利用することのできるゆとりのスペースを確保できるような配置とする。

オ 児童、来校者、車両等の移動経路を合理的に設定することができるよう各施設部分を配置するものとする。

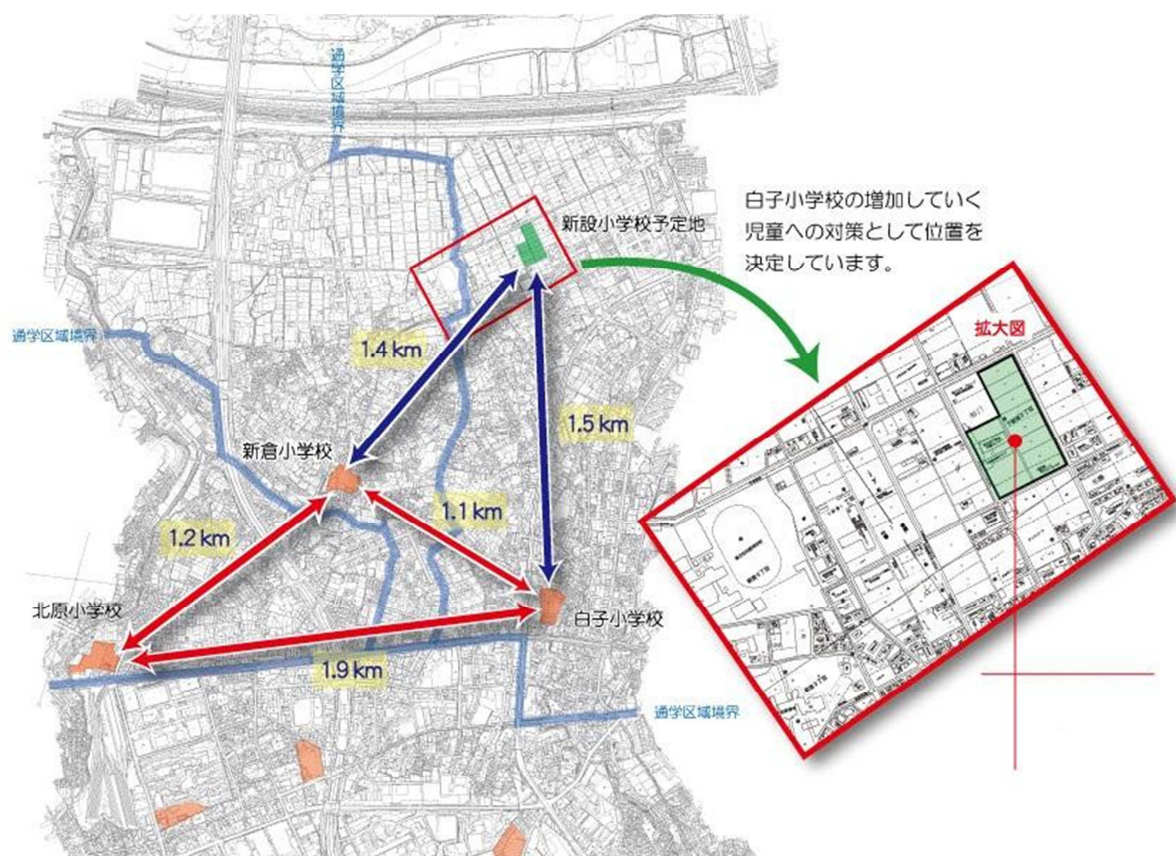
カ 将来の学級数の変動や学習内容、学習方法の改善に柔軟に対応でき、可能な限り明瞭で短距離の動線を確保できる配置とするものとする。

キ 日常の通行、災害時の避難において児童等が安全な移動経路を設定できるよう各施設部分を配置し、避難施設のための防災倉庫を設ける。

ク 地盤状況を把握し、災害時等の安全を確保できるよう各施設部分を配置し、耐震性に優れた施設とする。

ケ 将来、各施設部分の利用を変更することも考慮したものとする。

5(1)ア資料：学校建設予定地及び敷地形状について



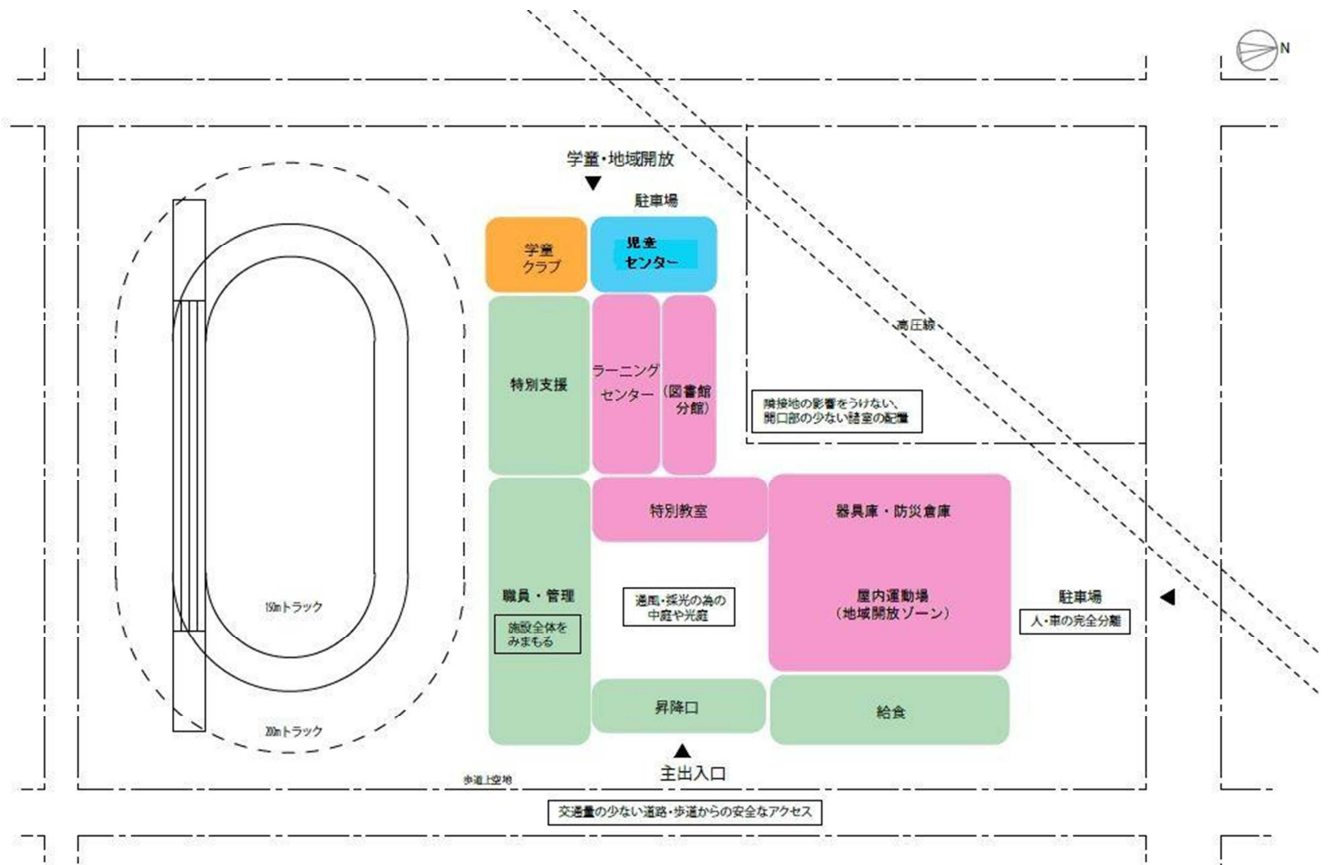
計画敷地 約 13,000 m²

(2) 各施設配置の留意事項

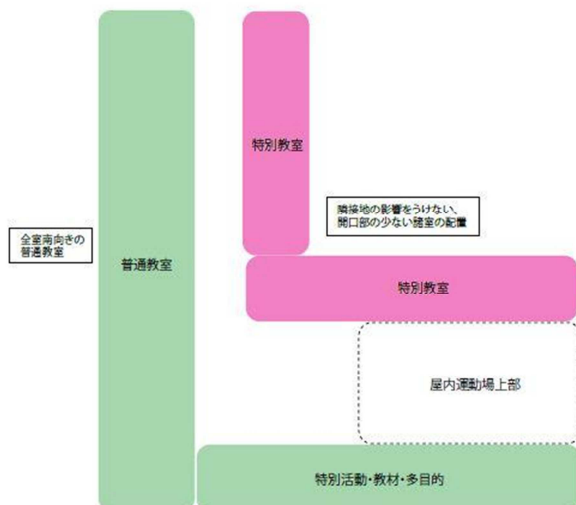
- ア 校舎は、夏季における高温に対応し、省エネや自然エネルギーを活用した空調設備を設置する。また、外部騒音の影響を可能な限り避け得る位置に配置し、騒音やほこりへの十分な対策を講ずる。
- イ 建物相互間において、必要な隣棟間隔とする。
- ウ 地域開放のために利用者の動線に留意し、開放部分の配置を考慮した建物の位置とし、必要な機能を有するものとする。
- エ 校舎、屋内運動場等の周囲に緊急時の避難や維持管理に必要なスペースを設けるものとする。
- オ 屋外運動場への日照に支障が生じることのないよう位置関係に配慮する。
- カ 校門は、児童の安全上及び動線に支障のない位置に配置する。
- キ 来校者などの車両が一時的に駐車できるスペースを適切な位置に配置する。
- ク 緑地空間は、建物などの規模、配置等に留意し、校地内に均衡よく設けるものとする。
- ケ 防災倉庫は、利用しやすく学習活動に支障のない位置に配置するものとする。
- コ 下新倉児童センター及び学童保育クラブについては、学校施設に併設する。
- サ 各施設機能を十分配慮したものとし、施設の配置イメージを次頁に示す。

図：施設配置イメージについて

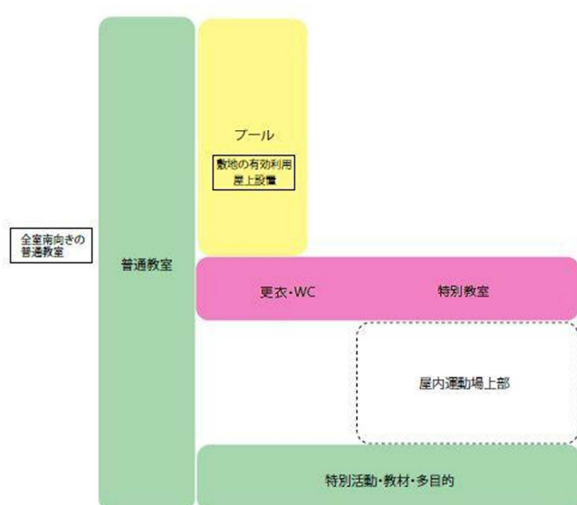
1 階計画図（案）



2 階計画図（案）



3 階計画図（案）



6 学校施設の平面計画

(1) 普通教室

- ア 日照、採光、通風等の良好な環境条件の確保に十分留意し、位置、方向を考慮するものとする。
- イ 同一学年の教室は、なるべく同一区画にまとめるものとする。
- ウ 可動式間仕切りの設置などオープンスペースとしての活用が図れるものとする。

(2) 特別教室

- ア 利用が予定されている学年や利用形態に応じ、普通教室から移動しやすい位置とする。
- イ 実験準備や資料作成等のための準備室を、特別教室に隣接して設ける。
- ウ 英語、社会科などの教科学習室や図書室とコンピュータ室の一体的活用ができるものとする。
- エ 特別支援学級としての教室を設ける。
- オ 学習活動に伴う音、振動、におい等を発生する教室は、他の教室に過度の影響を与えないよう留意して配置する。

(3) 生活・交流空間

- ア 同学年や異学年同士の学習活動、交流活動の場、食習慣の形成としてのスペースを設ける。
- イ 短時間でも児童が気軽に休憩、談話に利用できるラウンジスペースを設ける。

(4) 職員室等

- ア 職員室は、屋外運動場、アプローチ部分などの見渡しが良く防犯対策が取れる位置とし、校内各所への移動に便利な位置に配置する。
- イ 管理室は教室等から移動しやすい位置に設け、学校規模の変動、校務の内容に応じて対応できるようなスペースを設ける。
- ウ 保健室は、屋内外の運動施設との連絡が良く、児童の出入りに便利な位置、かつ、救急車による対応が容易な位置に配置する。
- エ 教育相談室は、児童への適切な相談ができるように配置する。

(5) 屋内運動場

- ア 雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、体育の授業、クラブ活動等の内容に応じたものとする。また、当市の防災計画及び利用形態を考慮した上で適正な配置とするために1階に配置する。
- イ 出入口、更衣室、便所、運動器具庫等は学校施設開放時にも利用しやすい位置に一体的なものとする。

ウ 各種集会等の利用を考え、必要な規模のステージ、ラウンジコーナー等のスペースを設ける。

エ 災害時には、避難所としての役割を果たすことができる施設とする。

(6) プール

ア 水槽部分は、利用内容等を考慮し長さ及び幅を適切なものとする。

イ 水深については、急激に変化しないよう適正な深さとし、見やすい位置に水深を表示する。

ウ 適切な浄化装置を設置し、排水溝には吸引事故防止のための防護装置を講ずる。

エ プールサイドは、十分な広さを計画するとともに滑りにくい仕上げとする。

オ シャワーや更衣室等の付属施設は、児童等が利用しやすい配置とする。

カ 敷地の有効活用を図るため、屋上に配置する。

キ 屋根付きのものとする。

(7) 図書館分館

ア 教育施設としての図書室機能に加え、一般の人が利用できる複合施設とする。

イ 一般利用を考慮し十分な面積を確保するとともに、一般利用者と児童の動線に配慮する。

(8) その他のスペース

ア 昇降口等

(ア) 始業時、終業時等の利用人数に応じ、十分な規模とする。

(イ) エレベーターは給食運搬などに使用できるよう配置する。

(ウ) 傘の利用を考慮したスペースを設ける。

イ 便所

(ア) 教職員用や来校者用の便所は、児童用とは別に適切な位置とする。

(イ) 児童の人数の状況及び動線を考慮し、清潔で快適な仕様とする。

ウ 駐車場

(ア) 地域開放による出入口や児童の通学による安全対策のとれた配置とする。

7 防犯・交通安全対策

- (1) 学校の南側周囲の道路などについては、交通状況の把握や、歩道の確保などについて検討を行い、安全性を確保する。
- (2) 学校予定地内は道路に囲まれているため、外周に歩道を設ける。
- (3) 防犯対策として敷地内に防犯カメラの設置を検討する。

8 建設実施に向けて

本準備委員会は、学校建設に向けて様々な観点から検討してきたが、この間、地域の代表及び関係小学校の保護者代表・関係者の委員からも意見を聴くことができた。

今後は、さらに検討を重ね、技術的視点を考慮しながら設計を行い、学校施設整備に関する基本理念及び基本的方針を踏まえた学校が建設されることを要請するものである。

9 準備委員会経過報告

第1回 平成25年7月29日（月）全員協議会室

- 議題：① 新設小学校建設の経緯・経過について
② 北側エリアの小学校児童数と通学区域について
③ 施設概要と小学校敷地の土地利用について
④ 今後の予定について

第2回 平成25年8月6日（火）朝霞市立朝霞第五小学校

視察：朝霞市立朝霞第五小学校の施設

第3回 平成25年8月22日（木）全員協議会室

- 議題：① 新設小学校建設の課題と方向性
② 前回までの検討事項
③ 新設小学校の課題と方向性
④ その他

第4回 平成25年9月25日（水）全員協議会室

- 議題：① 建築計画の検討事項と前提条件の決定について
② 前提条件からの計画の方向性と提案について
③ 準備委員会報告書（案）について
④ その他

第5回 平成25年10月2日（水）狭山市立入間川小学校

視察：狭山市立入間川小学校の施設

第6回 平成25年10月25日（金）全員協議会室

議題：（仮称）和光市立下新倉小学校建設準備委員会報告書のまとめ

10 準備委員会委員一覧

No	区 分	選出母体	氏 名
1	委員長	副市長	大野 健司
2	副委員長	教育長	大久保 昭男
3	保護者代表	白子小学校PTA	中村 哲
4		新倉小学校PTA	小林 裕子
5		北原小学校PTA等	関根 明代
6	地域代表	一新会自治会	山崎 岩男
7		吹上睦会自治会	畑中 孝一
8		協和会自治会	山田 智好
9	公募市民		兼松 幸子
10	学校関係者	白子小学校校長	鈴木 直幸
11		新倉小学校校長	川野 春彦
12		北原小学校校長	丸山 利明
13	市職員	教育部長	上篠 乙夫
14		企画部長	石田 清
15		総務部長	山崎 悟
16		市民環境部長	星野 賢
17		保健福祉部長	東内 京一
18		建設部長	田中 義久
19		危機管理監	廣塚 雅史